

議第47号

滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

学校職員に対する特殊勤務手当について、より業務の実態や特殊性に応じたものとするため、改正を行おうとするものです。

2 改正の概要

- (1) 多級手当について、月額手当から従事した日1日につき310円を支給する日額手当とすることとします。(第5条関係)
- (2) 夜間定時制の課程を併置する高等学校の事務長に係る兼務手当について、正規の勤務時間以外の時間において夜間定時制の課程の業務に1時間以上従事した場合に限り支給することとするとともに、月額手当から業務に従事した日1日につき350円を支給する日額手当とすることとします。(第6条関係)
- (3) 産業教育等実習手当について、12月31日から翌年の1月3日までの日において勤務した場合における措置を廃止することとします。(第9条関係)
- (4) 夜間定時制勤務手当について、月額手当から業務に従事した日1日につき430円を支給する日額手当とすることとします。(第11条の2関係)
- (5) 月額手当を日額手当にすることに伴い、支給額の調整等の規定を削ることとします。(第13条関係)
- (6) その他
 - ア この条例は、平成24年4月1日から施行することとします。
 - イ その他必要な規定の整備を行うこととします。

滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例 新旧対照表

旧	新
<p>第1条から第4条の2まで 省略</p> <p>(多級手当)</p>	<p>第1条から第4条の2まで 省略</p> <p>(多級手当)</p>
<p>第5条 多級手当は、市町立の小学校または中学校の2以上の学年の児童または生徒で編制されている学級を担当する職員が当該学級における授業または指導に従事したときに支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当する職員に対しては、多級手当を支給しない。</p>	<p>第5条 多級手当は、市町立の小学校または中学校の2以上の学年の児童または生徒で編制されている学級を担当する職員が当該学級における授業または指導に従事したときに支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当する職員に対しては、多級手当を支給しない。</p>
<p>(1)～(3) 省略</p>	<p>(1)～(3) 省略</p>
<p>(4) <u>2以上の学年の児童または生徒で編制されている学級において、月の1日から末日までの間引き続き16日以上授業または指導に従事しなかつた者</u></p>	<p>(削る)</p>
<p>2 前項の手当の額は、<u>1月につき次の各号に定める額とする。</u></p>	<p>2 前項の手当の額は、<u>従事した日1日につき310円とする。</u></p>
<p>(1) <u>小学校の3以上の学年の児童で編制されている学級における授業または指導 8,100円</u></p>	<p>(削る)</p>
<p>(2) <u>小学校または中学校の2の学年の児童または生徒で編制されている学級における授業または指導 6,700円</u></p>	<p>(削る)</p>
<p>(兼務手当)</p>	<p>(兼務手当)</p>
<p>第6条 兼務手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。</p>	<p>第6条 兼務手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。</p>
<p>(1) 夜間定時制の課程を併置する高等学校の事務長</p>	<p>(1) <u>夜間定時制の課程を併置する高等学校の事務長で正規の勤務時間以外の時間において当該課程の業務に1時間以上従事したもの</u></p>
<p>(2)～(4) 省略</p>	<p>(2)～(4) 省略</p>
<p>2 前項の手当の額は、次の各号に定める額とする。</p>	<p>2 前項の手当の額は、次の各号に定める額とする。</p>
<p>(1) 前項第1号に掲げる者 <u>月額7,400円</u></p>	<p>(1) 前項第1号に掲げる者 <u>業務に従事した日1日につき350円</u></p>
<p>(2)・(3) 省略</p>	<p>(2)・(3) 省略</p>

第7条および第8条 省略

(産業教育等実習手当)

第9条 省略

2 前項の手当の額は、次の各号に定める額とする。

(1) 省略

(2) 前項第2号に掲げる場合 次に掲げる場合に応じ、次に掲げる額

ア 勤務した時間が5時間以上のとき 勤務1回につき5,700円 (12月31日から翌年の1月3日までの日において勤務した場合にあつては、8,700円)

イ 勤務した時間が5時間に満たないとき 勤務1回につき2,850円 (12月31日から翌年の1月3日までの日において勤務した場合にあつては、4,350円)

(3) 省略

第10条および第11条 省略

(夜間定時制勤務手当)

第11条の2 夜間定時制勤務手当は、夜間定時制課程のみの高等学校に勤務する職員または夜間定時制課程を置く高等学校に勤務する職員で夜間勤務を本務とする者(学校職員条例第19条の2に規定する定時制通信教育手当を受ける者を除く。) に対して支給する。

2 前項の手当の額は、月額9,200円とする。

第12条 省略

(支給額の調整等)

第13条 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員および地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務または同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員(以下「短時間勤務職員等」という。)に対して月額により支給される特殊勤務手当の額は、当該特殊勤務手当の月額として定める額に、滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例(平成6年滋賀県条例第49号。以下「職

第7条および第8条 省略

(産業教育等実習手当)

第9条 省略

2 前項の手当の額は、次の各号に定める額とする。

(1) 省略

(2) 前項第2号に掲げる場合 次に掲げる場合に応じ、次に掲げる額

ア 勤務した時間が5時間以上のとき 勤務1回につき5,700円

イ 勤務した時間が5時間に満たないとき 勤務1回につき2,850円

(3) 省略

第10条および第11条 省略

(夜間定時制勤務手当)

第11条の2 夜間定時制勤務手当は、夜間定時制の課程のみの高等学校に勤務する職員または夜間定時制の課程を置く高等学校に勤務する職員で夜間勤務を本務とするもの(学校職員条例第19条の2に規定する定時制通信教育手当を受ける者を除く。)が当該課程の業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき430円とする。

第12条 省略

(削る)

員勤務時間条例」という。)第2条第2項から第4項までまたは学校職員勤務時間条例第3条第2項から第4項までの規定により定められたその者の勤務時間を職員勤務時間条例第2条第1項または学校職員勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

2 特殊勤務手当のうち兼務手当(第6条第1項第1号に規定するものに限る。)および夜間定時制勤務手当については職員の勤務した日の数が月のうち16日に満たないときは、給料の日割計算の例により支給額を決定する。

3 短時間勤務職員等に対する前項の規定の適用については、同項中「16日」とあるのは、「その月の現日数から職員勤務時間条例第3条第1項または学校職員勤務時間条例第4条第1項に規定する週休日の日数を差し引いた日数を考慮して人事委員会規則で定める日数」とする。

第14条 省略

付則 省略

第13条 省略

付則 省略